

佐世保工業高等専門学校在外研究員・内地研究員制度に関する申合せ

(令和6年3月12日制定)

(目的)

第1条 この申合せは、「独立行政法人国立高等専門学校機構在外研究員制度実施要項」、「独立行政法人国立高等専門学校機構内地研究員制度実施要項」、「佐世保工業高等専門学校内地研究員規則」に定めるもののほか、本校における取扱いについて定めるものとする。

(派遣候補者の選定)

第2条 各学科長及び基幹教育科長（以下「学科長等」という）は、対象となる教員を事前に整理し、原則として第4条に定める派遣学科の割り当て順による派遣予定年度の2年度前の年度末迄に派遣候補者の選定を行うこと。

(国の制度による支援や外部資金等への申請)

第3条 派遣（推薦）を希望する者（以下「当該希望者」という）で、国の制度による支援や外部資金等への申請を希望する場合は、原則として希望する在外研究や内地研究（以下「在外研究等」という）の期間が属する年度の3年度前の年度末迄に予め所属する学科長等へ相談しなければならない。当該希望者が所属する学科長等は、希望する在外研究等の期間が第4条に定める割り当て順にそぐわない場合は、他の学科長等と割り当て順について事前に協議を行うものとする。全学科長等の了承が得られた場合のみ、第6条に定める予算措置の対象とする。

なお、申請後採択されなかった場合の割り当て順は、当初の割り当て順とする。

(派遣学科の割り当て順)

第4条 本校における派遣学科の割り当て順は原則として佐世保工業高等専門学校教員組織規程第7条に記載されている学科名順に割り当てるとし、派遣（推薦）した学科の次回の割り当て順は、末尾とする。ただし、前条により国の制度による支援や外部資金等へ申請を行い採択された場合には、当該希望者を優先することができるものとする。その場合、当該希望者所属の学科の割り当て順は、次回以降の末尾とする。

(割り当て順の変更協議)

第5条 派遣予定の学科からの推薦ができない場合で、その理由が真にやむを得ないと校長が判断した場合に限り、派遣予定の学科長等は他の学科長等と変更の協議ができるものとする。当該協議の結果、協議が整った場合の当初の派遣予定学科の割り当て順は、次回に繰り下がり、以降の学科も順次繰り下がるものとする。

(学科等への予算配分)

第6条 校長は派遣者が所属する学科に対して教員の派遣に伴う非常勤講師雇用にかかる経費について原則として予算措置を行うものとする。なお、予算額については都度校長が定めるものとする。

(その他)

第7条 この申合せは、令和6年度の派遣から適用するものとし、この申合せによりがたい状況が生じた場合は、校長の判断により校務執行会議において適宜見直しができるものとする。

附 記

この申し合せは、令和6年4月1日から施行する。